

ゴルフ場利用約款

札幌芙蓉カントリー倶楽部

第1条（約款の適用）

当ゴルフ場を利用される方は会員・非会員を問わず、当倶楽部会則・細則・内規（競技規則・ローカル・ルール）等によるほか、本約款に従ってご利用いただきます。

第2条（利用契約の成立）

当ゴルフ場に於いてプレーしようとする方は、当日フロントにて所定の署名簿に署名してください。それにより当倶楽部は署名者の施設利用をお引受けすることになります。

第3条（利用の申込）

プレーの申込みは予約者（複数の場合はその人数と責任ある代表者名）が予約日およびスタート希望時間を明示し、電話もしくはフロントに申し込んでください。

第4条（施設利用の拒否）

当ゴルフ場は次に該当する場合には該当事者及びその同伴者の利用（既に利用を開始している場合を含む）をお断りいたします。

1. 満員・その他の理由でスタート時間に余裕がないとき
2. ビジターについては、会員の同伴又は紹介等がないとき
3. 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
4. 利用者が公の秩序、もしくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき
5. 暴力的または不法行為を行うおそれがあると認められるとき及び行為を行ったとき
6. 偽名又は他人名義で申込みが行われたとき
7. 本約款並びに当倶楽部会則・細則に違反し、他の利用者に著しい迷惑をかけたとき

第5条（暴力団関係者の入場拒否）

当ゴルフ場は次に該当する場合には施設に入場することをお断りいたします。

1. 利用者が暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体及びその団体関係者であるとき
2. 利用者が集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあるとき
3. 利用者がその事情を知らずながら暴力団員を同行し又は紹介し施設を利用させたとき
4. 利用の申込受理後、申込者または利用者が暴力団員であることが判明したとき

第6条（利用継続の拒否）

当ゴルフ場は次に該当する場合には該当事者及びその同伴者の利用（既に利用を開始している場合を含む）をお断りする事があります。

1. 当ゴルフ場に好ましくない行為があったとき
2. 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけるとき
3. ルール・マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないとき
4. その他本約款に違反したとき

第7条（休場日・開場時間）

当ゴルフ場の休場日と開場時間は、当倶楽部の定めるところによりますが、臨時的に変更することがあります。

第8条（金銭その他貴重品）

1. 金銭やその他貴重品については、貴重品ボックスをご利用ください。また、ご利用期間中はお客様の所有と同等であり、収納物に関してはお客様の責任において管理して頂きます。従ってボックス内の保管物の保証はできません。
2. 貴重品ボックスが満杯の場合は、当倶楽部指定の貴重品袋に収納の上フロントへお預け下さい。その場合、お預かりした品は預かり証と引き換えにお返しいたします。預かり証を紛失した場合は直ちにフロントまで届け出てください。
3. 貴重品ボックス・ロッカー・浴室・コース等での盗難や紛失等の事故があっても、当倶楽部は一切責任を負いません。
4. 貴重品ボックスの鍵はお客様自身で管理してください。

第9条（自動車・携帯品）

場所を提供している駐車場での自動車の盗難（車上盗難含む）や損傷、携帯品（キャディバックその他諸物品）の盗難・損傷等について当倶楽部は一切責任を負いません。

第10条（ロッカーの鍵）

ロッカーの鍵は当倶楽部ではお預かりいたしません。衣服ロッカーには貴重品（金銭・その他高価品）等はお入れにならないで下さい。尚、鍵の紛失については実費（3,000円）請求させていただきます。

第11条（宅配の事故）

宅配便については、その物品の受領・保管・発送において、あくまで当事者を代行して行うもので、その間の事故発生の場合、当倶楽部は一切責任を負いません。

第12条（健康状態）

お客様は自身の健康状態について、常に充分ご配慮ください。高熱（37.5℃以上）の方については、施設の利用をお断りする事があります。また、急患については、出来る限りのご協力はさせていただきますが、結果については責任を負いかねます。

第13条（練習場の利用）

当倶楽部開場日のスタートされる前に限り利用可能といたします。但し、当倶楽部会員については開場時間内は利用可能といたします。

第14条（プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守）

1. ゴルフは時より危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何に関わらず自己責任でプレーをして頂きます
2. カート道路はプレー進行の為、カート専用の通行としておりプレーヤーの方は通行しないようお願い致します。やむを得ずカート道路を通行する場合は十分注意して下さい。尚、カート道路を歩行して生じた事故の場合は責任を負いかねます

第15条（ティーイングエリアでの素振り）

素振りはティーマーク内の打席、または特に指定された場所以外で行わないでください。プレーヤーはみだりにティーイングエリアに立ち入らないで下さい。

第16条（飛距離の確認）

先行組に対しては、後続組のプレーヤーはキャディのアドバイスの如何に関わらず、自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないようにして下さい。

第17条（キャディ及びフォアキャディの合図）

キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断される時の合図ですが、プレーヤーは合図があっても自己の飛距離を判断し打球して下さい。

第18条（プレーヤーの前方に出ないこと）

同伴プレーヤーは、現にプレーする者の前方には絶対に出ないで下さい。

第19条（隣接ホールへの打込み）

隣接ホールへの打込みは特に危険ですので、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重にプレーして下さい。万一打込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし、事故を未然に防いでください。また必ずその打球者は隣接ホールでプレー中の方に謝罪するようにして下さい。

第20条（退避）

先行組のプレーヤーが後続組に対してプレーさせるときは、後続組の全員が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

第21条（ホールアウト後の退去）

ホールアウトしたら直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んで下さい。

第22条（雷鳴・襲雷）

雷鳴、襲雷の場合、直ちにプレーを中断し退避所または安全と思われる場所に避難してください。乗用カートに乗車した状態での退避は大変危険です。

第23条（乗用カートの利用）

プレーヤーは必ず電磁誘導式乗用カートを利用すること。但し倶楽部が特別に認めた場合はこの限りではない。利用に関しては、乗用カート利用約款を厳守してください。

第24条（火気使用の禁止）

コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は禁止いたします。

第25条（違反の場合の責任）

利用者がこの利用約款に違反して、第三者に損害賠償等の事故を発生させた場合、また自身が違反して損害等の被害を受けた場合、当倶楽部は一切責任を負えません。

第26条（クラブ等の確認）

利用者はスタート前及びプレー終了後にクラブ及び所持品を点検し間違いがないか慎重に確認してください。確認後はクラブ及び所持品の不足、瑕疵等については責任を負いかねます。

第27条（セルフプレーにおけるクラブの紛失）

セルフプレーに於いてのクラブの紛失につきましては責任を負いかねます。

第28条（ハウスの利用）

1. ハウス内では静粛に願います。
2. 泥酔及び刺青（タトゥー含む）等、他人に恐怖や不快感を与える方の入場や入浴はお断りいたします。

第29条（来場・プレーの服装）

来場の際は以下の事項を守ってください。

1. 上着（ブレザー・ジャケット）の着用。但し倶楽部が指定した期間は除く。
2. サンドル・スリッパ等での入場はお断りいたします。
3. プレーの際は襟付きシャツ、又は2cm以上のハイネックシャツを着用下さい。

第30条（施設に損害を与えた場合）

利用者の故意または過失により、当倶楽部の施設に損害を与えた場合、その損害額は弁償していただきます。

第31条（施設内への持込品）

施設内へ以下のものを持込むことを禁止いたします。

1. 動物のペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 鉄砲・刀・剣類
4. 火薬・揮発油等発火・爆発の恐れがあるもの
5. 騒音を発するもの
6. 他人に迷惑を及ぼすもの
7. 法令で所持の禁止されているもの

第32条（行為の禁止）

施設内で以下の行為を禁止いたします。

1. 賭博、その他風紀を乱す行為
2. 物品販売、宣伝広告の行為
3. 利用者以外（ギャラリー含む）のコース立ち入り。（但し許可する場合を除く。許可する場合であっても利用者以外が損害を受けた場合、責任は負いかねます）
4. 他人に迷惑を及ぼし、不快感を与える行為。（シャツ、スリッパ等での歩行）
5. 携帯電話にて大声で話す行為

第33条（非会員の債務の保証）

会員は紹介した利用者（非会員）が、会社または倶楽部に損害を与え、損害金の支払い債務が生じたときは、利用者の債務の履行につき連帯して保証していただきます。

第34条（非会員の周知方依頼）

会員は紹介した利用者に対し、本約款の存在とその内容をご了解いただく事に協力する。

第35条（個人情報に関して）

1. 当倶楽部では、ご予約時点で電話・FAXで入手した個人情報とプレー当日署名簿に署名頂いたプレーヤーの個人情報を当倶楽部のプライバシーポリシーに則り、安全に管理いたします
2. 当倶楽部では、ご予約及びご利用いただいたお客様に対し、イベント情報・営業案内などをハガキ、FAX、またはメール等でご案内する場合がございます

第36条（信義則）

その他会則、本約款に定めた事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

第37条（改定）

本約款は必要に応じて予告なく改定することがあります。